



福島復興加速への取組



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

平成30年11月
復興庁福島復興局

最終更新日：2018/10/30

目次

1. 福島復興の現状

福島県の人口	・ ・ ・ ・	2
福島県における人的被害と避難状況	・ ・ ・ ・	3
年間積算線量の推移	・ ・ ・ ・	4
避難指示解除の状況等	・ ・ ・ ・	5
住民意向調査（帰還意向の把握）	・ ・ ・ ・	6

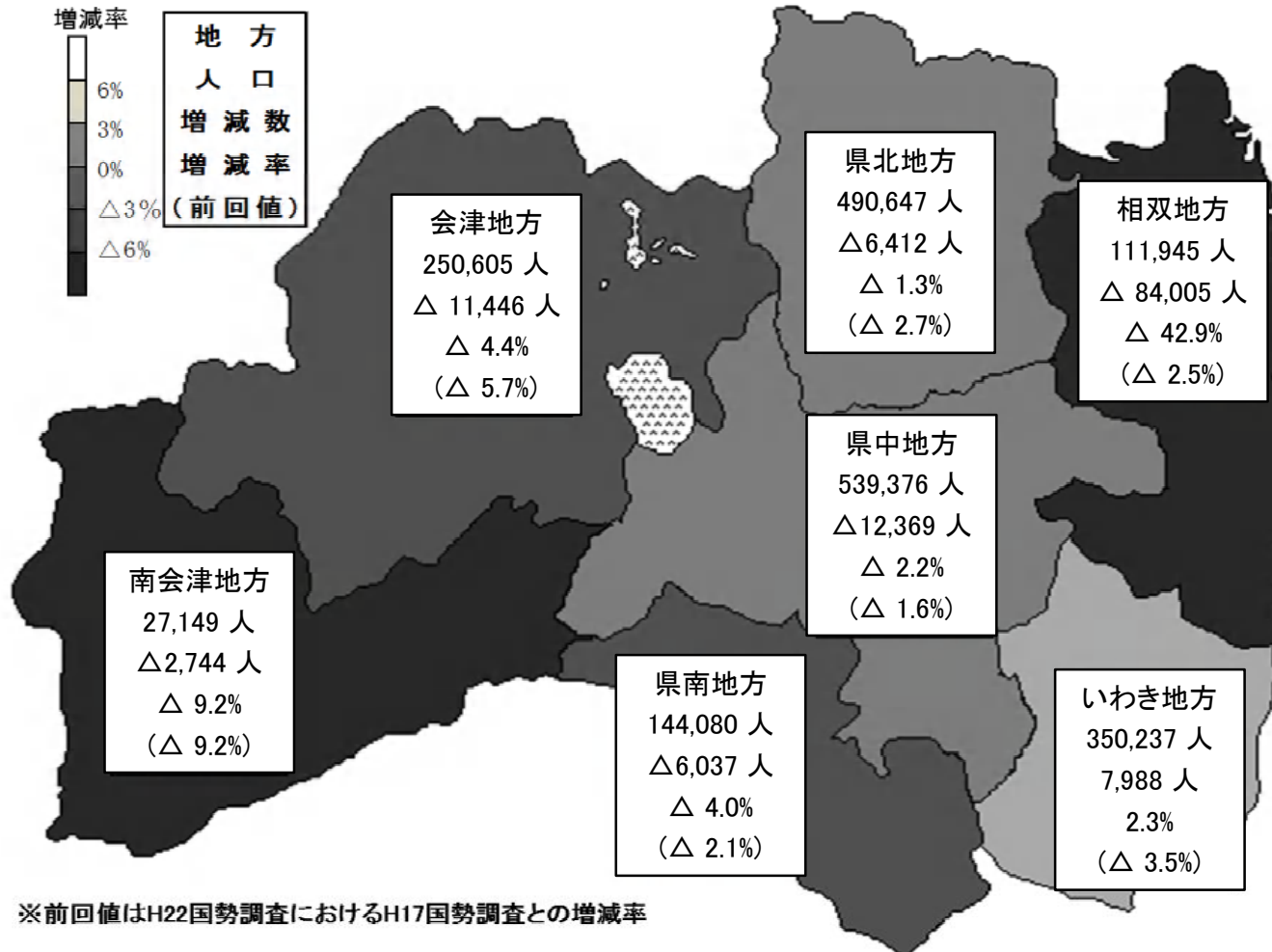
2. 復興支援政策（法律・税制・予算等）

復興加速のための基本指針と福島特措法の改正	・ ・ ・ ・	8
特定復興再生拠点の整備	・ ・ ・ ・	9
官民合同チームによる被災事業者支援	・ ・ ・ ・	11
福島イノベーション・コースト構想	・ ・ ・ ・	12
復興特区制度	・ ・ ・ ・	13
平成31年度税制改正要望のポイント	・ ・ ・ ・	14
平成31年度概算要求のポイント	・ ・ ・ ・	15
東日本大震災復興交付金	・ ・ ・ ・	17
福島再生加速化交付金	・ ・ ・ ・	18
福島生活環境整備・帰還再生加速事業	・ ・ ・ ・	19
被災者支援総合交付金	・ ・ ・ ・	20
企業立地補助金等支援事業	・ ・ ・ ・	21

3. 個別政策分野

住宅の確保	・ ・ ・ ・	23
広域インフラの復旧・整備	・ ・ ・ ・	24
医療の復興	・ ・ ・ ・	25
介護の復興	・ ・ ・ ・	26
教育の復興	・ ・ ・ ・	27
被災地における雇用支援	・ ・ ・ ・	28
産業の復興	・ ・ ・ ・	29
福島12市町村の将来像	・ ・ ・ ・	30
農林水産業の再開等	・ ・ ・ ・	31
米の作付方針	・ ・ ・ ・	32
農産物価格の推移	・ ・ ・ ・	33
観光客の推移	・ ・ ・ ・	34
東北の観光復興に向けた取組	・ ・ ・ ・	35
風評払拭・リスコミの強化	・ ・ ・ ・	36

- 国勢調査に基づく平成27年10月1日現在の福島県の人口は1,914,039人で、前回調査（平成22年：2,029,064人）と比較すると△115,025人（△5.7%）。うち男性945,660人（△4.0%）、女性968,379人（△7.3%）。
- 方部別人口は、避難指示区域等が多くを占める相双地方で、大幅に減少△84,005人（△42.9%）。



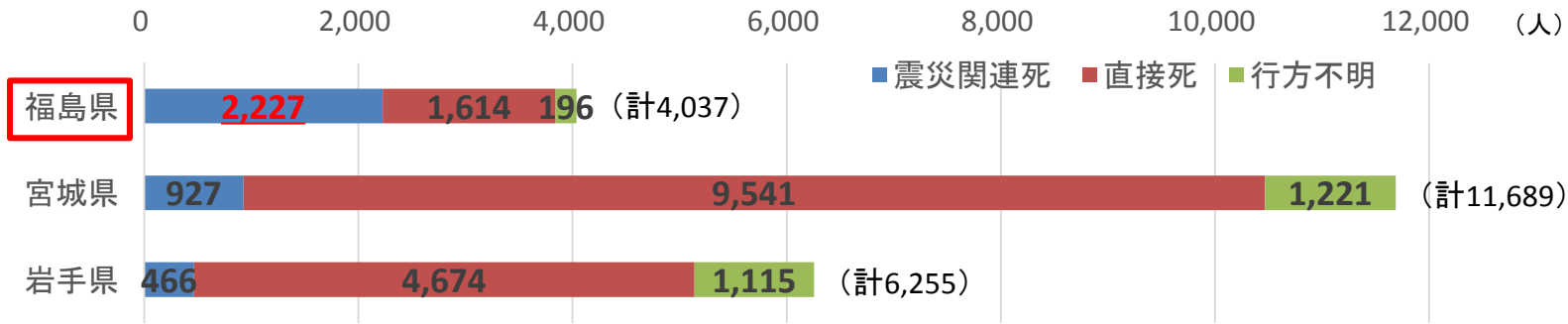
注：「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）を基に作成。

福島県における人的被害と避難状況

■ 福島県内において、直接死亡者数が1,614人に対して、震災関連死者数は2,227人。岩手、宮城両県と比べて震災関連死者数が直接死亡者数を上回っていることが特徴。

1. 福島県の人的被害 (注1)

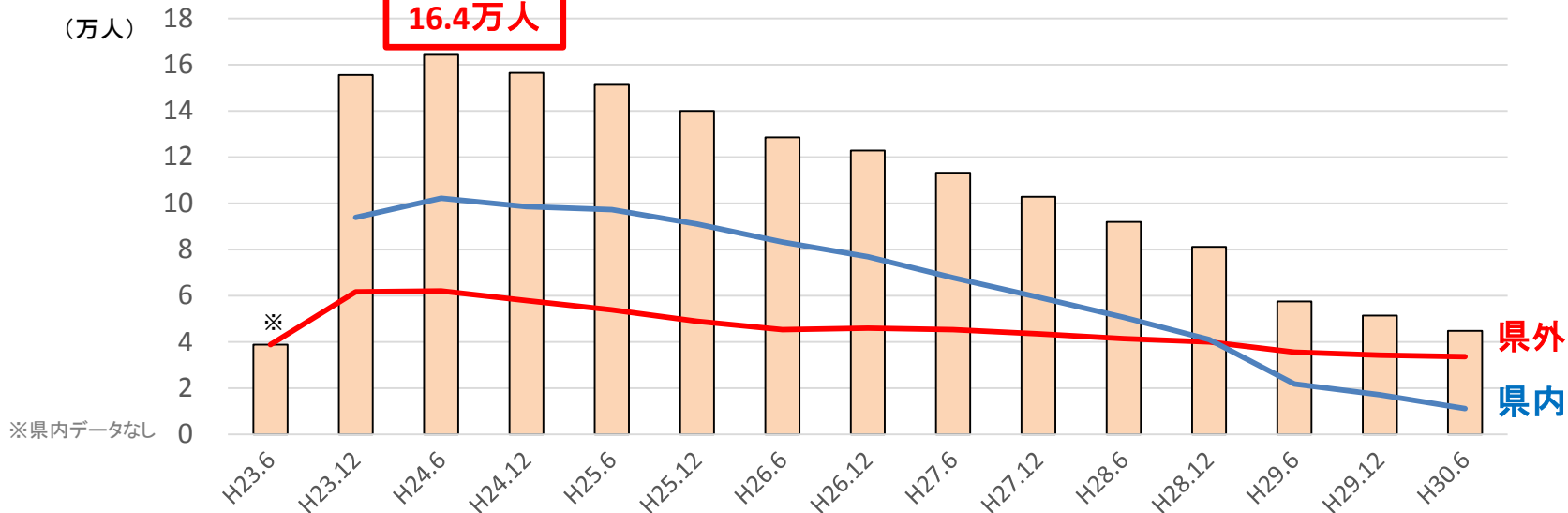
注1：死者、行方不明者は、警察庁発表資料（平成30年9月10日）より
震災関連死者は 復興庁発表資料（平成30年3月31日現在）より



2. 福島県全体の避難者数

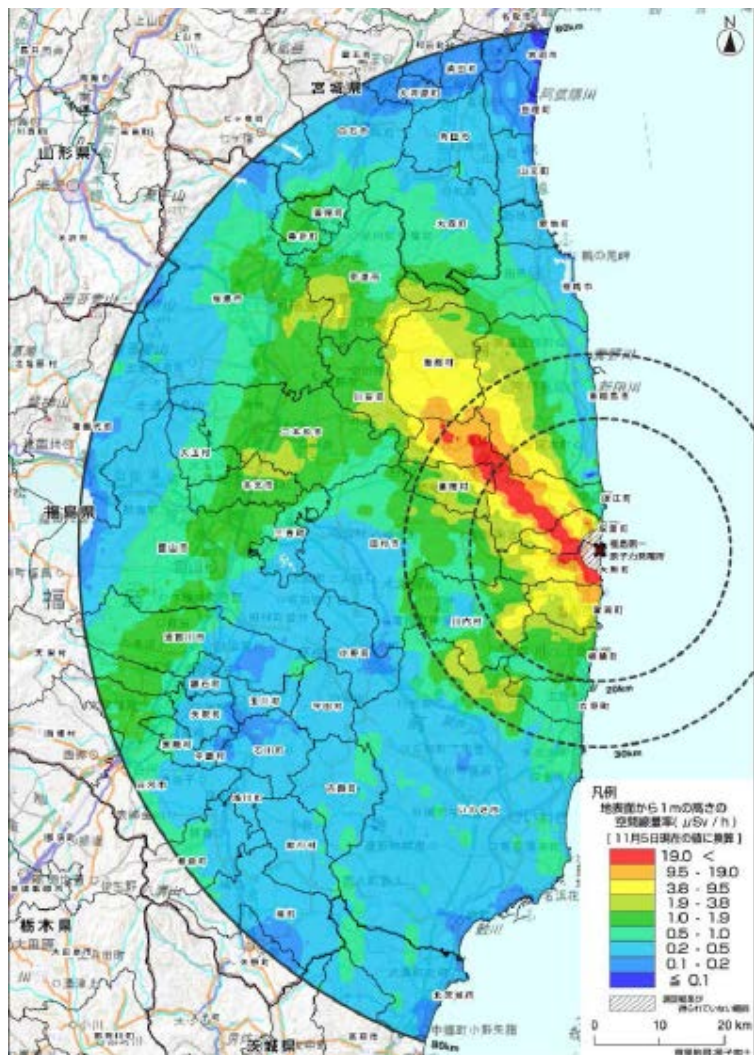
約4.4万人

(注2：福島県発表資料（平成30年8月6日）より)



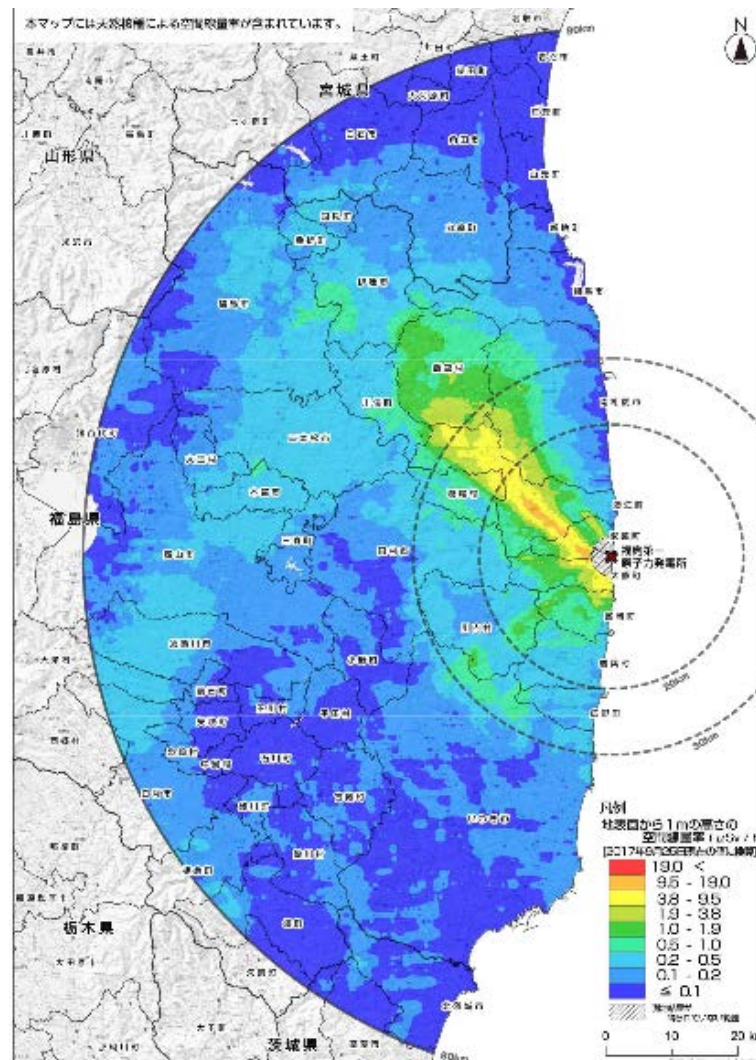
空間線量から推計した年間積算線量の推移

○ 福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、H23.11比で約74%減少。



平成23年11月5日時点の線量分布

6
年
後



平成29年9月25日時点の線量分布

避難指示解除の状況等

1. 平成23年4月 警戒区域等の設定
2. 平成25年8月 避難指示区域の見直し完了

避難指示解除準備区域:

年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

居住制限区域:

年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域:

事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

3. 避難指示区域の解除等

- (1) 平成26年4月 1日 田村市
- (2) 平成27年9月 5日 檜葉町
- (3) 平成28年6月12日 葛尾村※
- (4) 平成28年6月14日 川内村(H26.10.1に一部解除)
- (5) 平成28年7月12日 南相馬市※
- (6) 平成29年3月31日 飯舘村※、川俣町、浪江町※
- (7) 平成29年4月 1日 富岡町※
- (8) 平成30年4月24日～ 大熊町※で準備宿泊を実施

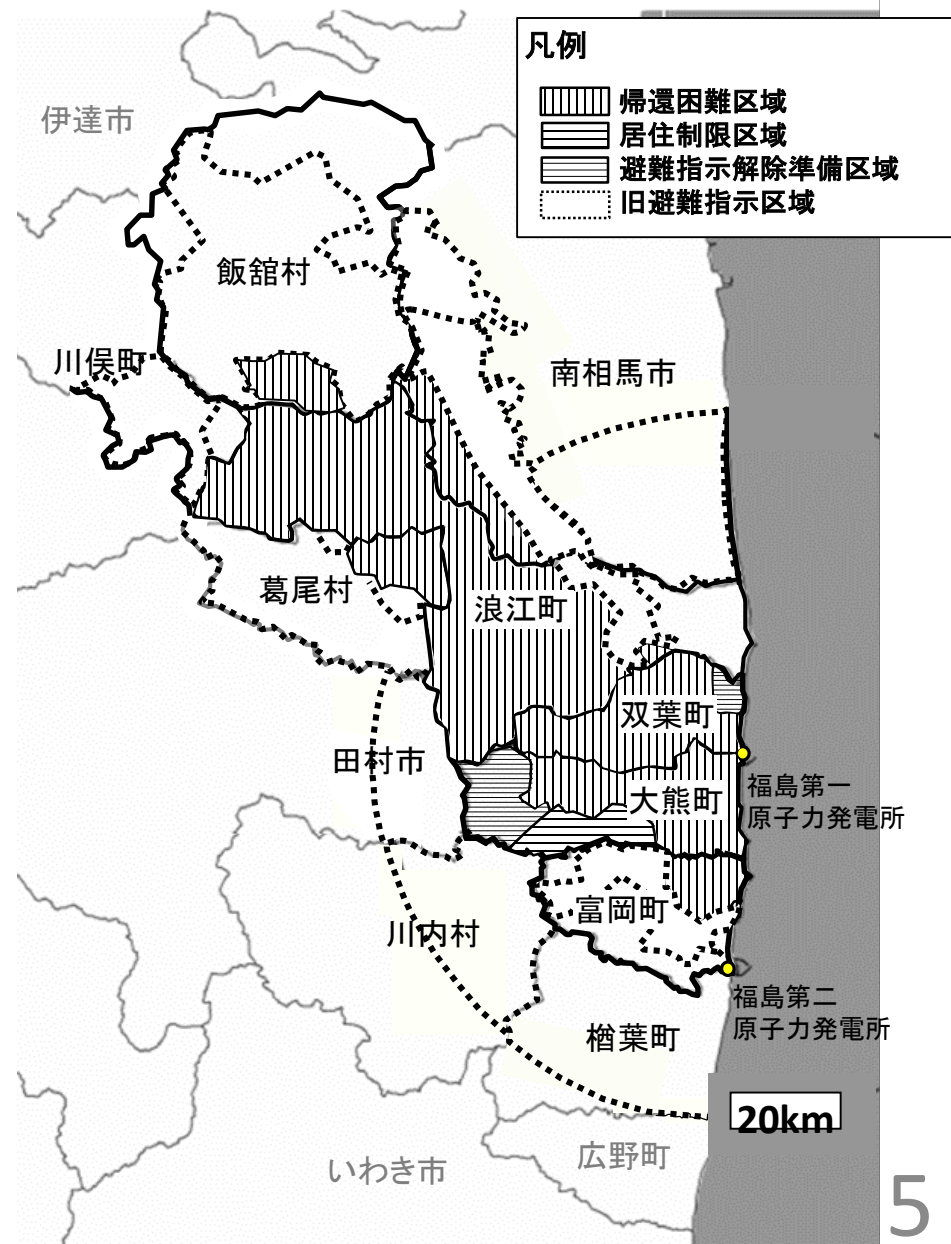
※帰還困難区域を除く

※避難者の内訳

福島県全体の避難者	約4.5万人
避難指示区域からの避難者 (平成30年4月時点)	約2.4万人

※避難指示区域内からの避難者数は、各町村から聞き取った情報を基に、原子力被災者生活支援チームで集計したもの(平成29年4月1日時点)

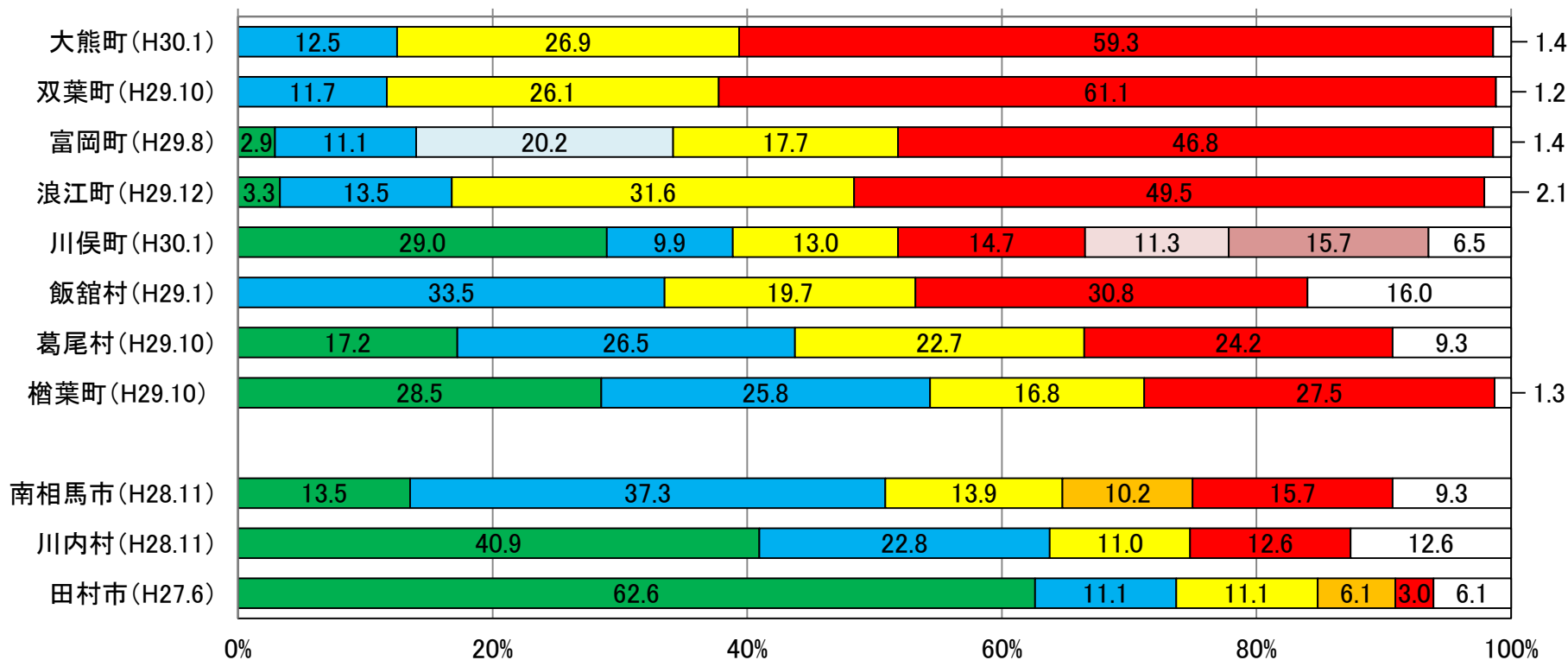
避難指示区域の概念図



住民意向調査（帰還に関する意向）

- 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するため、平成24年度から継続して実施。
- 福島県内の12市町村※のうち、本調査の実施を希望する市町村に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。
※平成29年度は、大熊町・双葉町・富岡町・浪江町・川俣町・葛尾村・櫛葉町で実施。

【凡例】
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ 戻りたいが戻れない ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない
■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



※「平成29年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果（概要）」（平成30年3月6日復興庁公表）を基に作成。（H29年度未実施の飯舘村・南相馬市・川内村はH28年度結果、田村市はH27年度結果）

※（ ）内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

目次

1. 福島復興の現状

福島県の人口	・ ・ ・ ・	2
福島県における人的被害と避難状況	・ ・ ・ ・	3
年間積算線量の推移	・ ・ ・ ・	4
避難指示解除の状況等	・ ・ ・ ・	5
住民意向調査（帰還意向の把握）	・ ・ ・ ・	6

2. 復興支援政策（法律・税制・予算等）

復興加速のための基本指針と福島特措法の改正	・ ・ ・ ・	8
特定復興再生拠点の整備	・ ・ ・ ・	9
官民合同チームによる被災事業者支援	・ ・ ・ ・	11
福島イノベーション・コースト構想	・ ・ ・ ・	12
復興特区制度	・ ・ ・ ・	13
平成31年度税制改正要望のポイント	・ ・ ・ ・	14
平成31年度概算要求のポイント	・ ・ ・ ・	15
東日本大震災復興交付金	・ ・ ・ ・	17
福島再生加速化交付金	・ ・ ・ ・	18
福島生活環境整備・帰還再生加速事業	・ ・ ・ ・	19
被災者支援総合交付金	・ ・ ・ ・	20
企業立地補助金等支援事業	・ ・ ・ ・	21

3. 個別政策分野

住宅の確保	・ ・ ・ ・	23
広域インフラの復旧・整備	・ ・ ・ ・	24
医療の復興	・ ・ ・ ・	25
介護の復興	・ ・ ・ ・	26
教育の復興	・ ・ ・ ・	27
被災地における雇用支援	・ ・ ・ ・	28
産業の復興	・ ・ ・ ・	29
福島12市町村の将来像	・ ・ ・ ・	30
農林水産業の再開等	・ ・ ・ ・	31
米の作付方針	・ ・ ・ ・	32
農産物価格の推移	・ ・ ・ ・	33
観光客の推移	・ ・ ・ ・	34
東北の観光復興に向けた取組	・ ・ ・ ・	35
風評払拭・リスコミの強化	・ ・ ・ ・	36

復興加速のための基本指針と福島特措法の改正

- これまで、福島復興再生特別措置法(H24.3.31施行)に基づき、福島復興再生基本方針を策定し、避難解除等区域の復興・再生のための特別措置、安心して暮らせる生活環境の実現、産業の復興・再生、新たな産業の創出を促進する等、福島の復興・再生を推進してきたところ。
- 与党復興加速化本部の第6次提言(H28.8.24)を受けて、「**原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針**」(基本指針)を閣議決定(H28.12.20)。これを踏まえ、**福島復興再生特別措置法を改正**(H29.5.19 公布・施行)。

基本指針の骨子

① 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

- 帰還に向けた安全・安心対策
- 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- 平成29年3月までの避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

② 帰還困難区域の復興への取組

- **帰還困難区域における特定復興拠点等の整備**
- 長期避難者への支援

③ 新たな生活の開始に向けた取組等の拡充

- **双葉郡をはじめとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像**

- 復興拠点等の整備等の加速

④ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

- **福島相双復興官民合同チームの体制強化**
- 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
- **風評被害対策等** ○ 農林業賠償等

⑤ 廃炉・汚染水対策

⑥ 国と東京電力の役割

福島特措法改正の主な内容

① 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の復興・再生を推進するための計画を作成
- 同計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合、国による除染・廃棄物処理の実施、設備投資に係る課税の特例などを措置

② 官民合同チームの体制強化

- 官民合同チームの中核である福島相双復興推進機構を法律に位置付け、国の職員をその身分を有したまま派遣することを可能に

③ 「福島イノベーション・コースト構想」推進

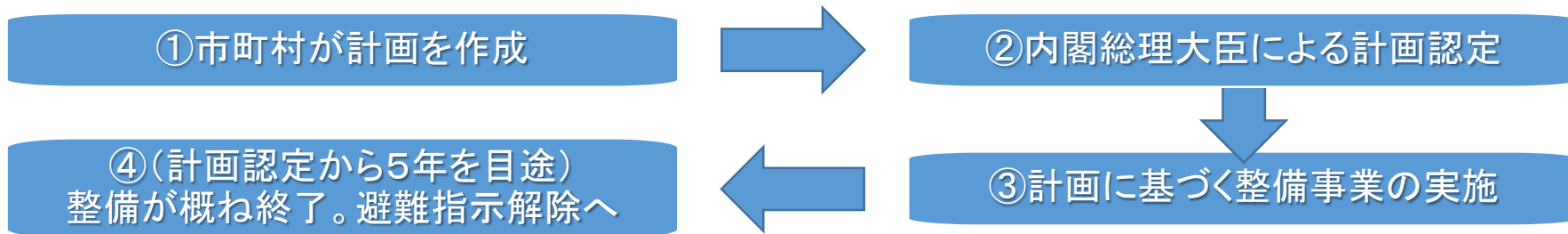
- 構想に係る取組や推進区域を法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボット開発促進のための国有試験研究施設の低廉使用を可能に

④ 風評被害払拭への対応

- 県産農林水産物等の販売等の実態調査やこれに基づく指導・助言等の措置を法律に位置付け

帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備①

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「**特定復興再生拠点区域**」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。
- 既に6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯館、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。町村、県、国が一体となった「推進会議」を設置し、計画の具体化を推進。



■計画の認定基準

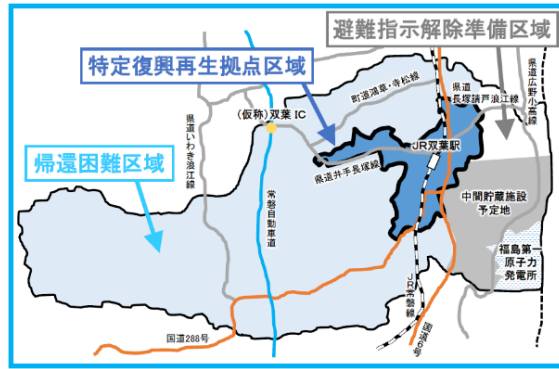
項目	内容
区域の条件に該当	<ul style="list-style-type: none"> ・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標(例:帰還者数)が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

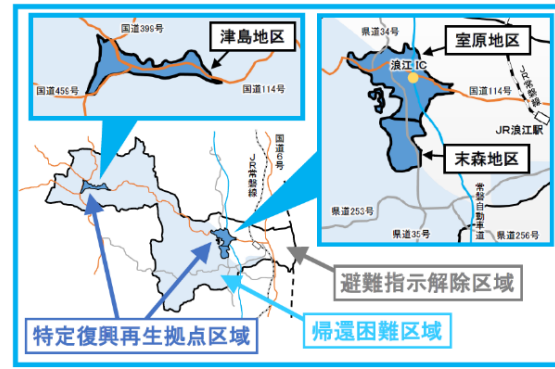
帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備②

<双葉町 (H29.9.15認定)>



- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：J R常磐線双葉駅周辺の一部区域
平成34年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

<浪江町 (H29.12.22認定)>



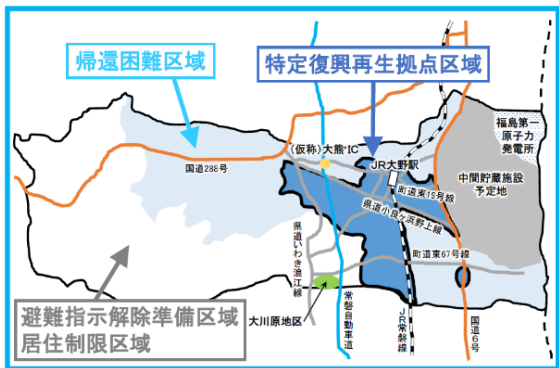
- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：平成35年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

<飯舘村 (H30.4.20認定)>



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：平成35年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

<大熊町 (H29.11.10日認定)>



- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：J R常磐線大野駅周辺等の一部区域
平成34年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

<富岡町 (H30.3.9認定)>



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
平成31年度末頃まで：J R常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域
平成35年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

<葛尾村 (H30.5.11認定)>



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：平成34年春

官民合同チームによる被災事業者支援

- 平成27年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
 - ー チーム員は総勢285人(H30.9時点)。福島、南相馬、いわき、富岡、浪江、東京の6拠点に常駐。
- 12市町村の被災事業者を対象に個別訪問・支援を実施。これまで約5,200の事業者と約1,400の農業者を個別に訪問し、再開や経営改善、販路開拓等を後押し。(H30.9時点)
 - ー 将来地元で事業再開したいという意向の事業者は45%(既に地元で事業再開済みの事業者を含む)。

事業概要

事業名：原子力災害による被災事業者の自立等支援事業
平成30年度予算額 15.7億円

事業目的：

- 12市町村の事業者の自立に向けて、事業や生業の再建等を支援する。また、事業者の帰還、事業・生業の再建等を通じ、働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図り、まちの復興を後押しする。

①人材マッチングによる人材確保支援事業

12市町村外からの人材確保を図るため、官民合同チームの個別訪問と連携し、事業者が求める人材ニーズをきめ細かく把握してマッチングを行う。

②6次産業化等に向けた事業者間マッチング支援事業

販路開拓や新ビジネスの創出に向けて、事業者の抱える課題等を把握し、課題次応じた専門家の派遣や事業者間マッチング等を行う。

③商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業

④つながり創出を通じた地域活性化支援事業

地元農商工産品等を活用したイベント開催や退職技術者による技術伝承の取り組みなど、地域の人と人とのつながりを回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興や街づくりにも資するような取り組みを行うグループ等の活動を支援する。

⑤生活関連サービスに要する移動・輸送等手段の確保支援事業

⑥創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業

⑦創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業

福島イノベーション・コースト構想

- 浜通りに新たな産業の創出を目指す構想。重点分野は、**廃炉研究、ロボット開発・実証、エネルギー、農林水産分野等**。拠点整備を進めるとともに、地域企業が参画する研究開発プロジェクトに対する支援を実施中。
- 平成29年の福島特措法改正により法的に位置付け。昨年7月に関係閣僚会議を、同11月に「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された分科会を立ち上げ、推進体制を抜本強化。
- 分科会の議論等を踏まえ、福島県は、構想を位置付けた重点推進計画を策定。本年4月25日に開催した関係閣僚会議において、**重点推進計画を内閣総理大臣認定**。

<推進体制>

国

**福島イノベーション・コースト構想
関係閣僚会議**

メンバー：
 ・共同議長 = 復興大臣、経済産業大臣
 ・メンバー = 総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）

役割：
 ・関係省庁による具体的な連携体制の構築

国+地元

**福島イノベーション・コースト構想
推進分科会**
 （※福島特措法に位置付けられた分科会）

メンバー：
 ・共同議長 = 復興副大臣、内閣府原子力災害現地対策本部長、経済産業副大臣、福島県知事
 ・メンバー = 外部有識者、15市町村首長、関係省庁本省局長級

役割：
 ・関係省庁、関係自治体等が構想の推進に関する基本的な方針を共有

<主な取組事項>

- ① 廃炉国際共同研究センター
 ・国際共同研究棟

国内外の大学、研究機関、産業界等の英知を結集し、廃炉に係る研究開発・人材育成等を実施



【富岡町】

- ② 櫛葉遠隔技術開発センター

実規模のモックアップ施設を利用した廃炉に関するロボットの実証試験等を実施



【櫛葉町】

- ③ 福島ロボットテストフィールド

無人航空機や災害対応ロボット等の実証実験を実施



【南相馬市】
【浪江町】



復興特区制度

○ 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に基づき、地方公共団体が作成し内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画のもと、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進(福島県は全市町村が対象区域)。

《税制上の特例》 事業者の税負担の軽減、免除

- ・事業用設備等の特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者等に対する給与等支給額の10%の税額控除
- ・新規立地新設企業を5年間無税
- ・開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除 等

《金融上の特例》 事業者への低利融資

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給(5年間 補給率0.7%以内)

特例対象事業者数	88件
対象事業の融資見込額	1,662億円
対象事業の投資見込額	3,638億円
新規雇用予定者数	3,446人

(H30.8.31現在)

《規制・手続等の特例》 地方公共団体や事業者の負担軽減

規制・手続等の特例と活用実績 (H30.3.31現在)	特例の適用対象市町村数
①医療機器製造販売業等の許可基準の緩和 →特別講習修了者(44名)のうち許可を受けた数:4社	59
②地域医療確保のための医師の配置基準等の緩和 →医師等の配置基準の緩和を受けた病院件数:9件	14
③医療機関・介護施設等に係る基準等の特例 →要件緩和による訪問リハビリテーション事務所等設置数:4事業所	59
④公営住宅等に関する入居者資格要件の特例期間の延長 →特例によるみなし要件での入居世帯数:6,400世帯	59
⑤公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和 →実績なし	59
⑥応急仮設建築物の存続期間の延長の特例 →特例により存続期間が延長された応急仮設建築物件数:189件	34

復興推進計画(税制上特例)	業種	集積区域	集積区域対象外
ふくしま産業復興促進特区	①製造業 ②農林水産業	①59市町村 ②53市町村※	※桧枝岐村、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村
サンシャイン観光推進特区	観光関連産業	いわき市	いわき市を除く市町村
ふくしま観光復興促進特区	観光関連産業	52市町村	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、いわき市
津波被災地復興商業特区	商業施設の集積に関わる産業等	いわき市	いわき市を除く市町村

税制の特例を購する事業者の指定件数総数(累計)	(H30.3.31現在)					
	製造業 (食品製造業除く)	農業・林業・水産業	卸売業・小売業	食品製造業	運輸業等	その他
1,844件	1,010件	178件	145件	142件	97件	272件
事業用設備等の特別償却又は税額控除		被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除		開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除		
970件		828件		46件		

活用事例(税制上の特例)
 <例>株式会社新つた(いわき市、宿泊業)
 ・グループ補助金及び復興特区の課税の特例を活用。
 ・平成25年6月に宿泊用建物をリニューアル。
 ・設備投資計画は総額約7,600万円。



平成31年度税制改正要望のポイント

- 平成30年8月31日付けで、復興庁より平成31年度税制改正要望を発表。
- 避難解除区域等における事業再開や企業立地に対する特別償却等の特例措置の適用期間の延長等及び帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設を図る。

復興庁 平成31年度税制改正要望

1. 復興特区関係

- (1) 復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の拡充

2. 福島関係

- (1) 避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の拡充
- (2) 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設

3. 被災代替資産関係

- (1) 被災代替資産等にかかる特別償却の特例措置の延長
- (2) 被災代替償却資産にかかる固定資産税の特例措置の延長
- (3) 被災自動車等の代替取得にかかる車体課税の特例措置の延長等

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- (1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供にかかる譲渡所得の非課税措置の拡充及び恒久化

5. その他

- (1) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡取得に係る特別控除の廃止

福島関係

- (1) 避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の拡充

現状と課題

- 避難解除区域等では、避難指示の長期化等により帰還が進んでおらず、意欲を有する事業者は存在するものの、顧客や従業員の確保が困難であり、商業を始め各業種において、事業再開や企業立地が進んでいない状況にある。
- このため、避難解除区域等における事業再開や企業立地を加速させるため、現行の特例措置の適用期限が既に到来している又は復興・創生期間中に到来する区域について、復興・創生期間が終了する平成32年度末まで適用期間を拡充・延長することが必要である。

改正内容

- 適用期限が既に到来又は復興・創生期間中に到来する区域について、平成32年度末まで適用期間を拡充・延長する。

- (2) 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設

現状と課題

- 福島県内の避難指示解除区域・特定復興再生拠点区域等において、生活環境整備(商業・サービス、介護・医療、コミュニティ活動支援等)が求められている。また、家屋解体等により空き地・空き家が発生するなど、事故前からまちの状況も変化している。
- 同地域では、行政主体のまちづくりに加えて、まちづくり会社等の民間によるまちづくりの機運が高まっている。

改正内容

- 福島の帰還環境整備のさらなる推進のため、避難指示解除区域・特定復興再生拠点区域等において、帰還環境整備推進法人による地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備・管理の促進のために、空き地・空き家の利用を図る際の特例措置を創設する。

○さらなる福島の復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、概算要求を行う。

1. 長期避難者の支援、早期帰還の支援等

【2,039億円(1,669億円)】

○福島再生加速化交付金 【884億円(828億円)】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する本交付金により、福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活拠点整備等を支援。

○特定復興再生拠点整備事業 【1,013億円(690億円)】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【141億円(150億円)】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり)

【7,529億円の内数(7,763億円の内数)】

- ・被災者支援総合交付金【190(190)】※
✓「被災者の心のケア支援事業(H30:15億円)」を「被災者支援総合交付金」に統合
- ・被災者生活再建支援金補助金【107(108)】※
- ・社会資本整備総合交付金(復興)【1,205(961)】※
- ・東日本大震災復興交付金【555(805)】※
- ・災害復旧事業【2,310(2,064)】※
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業【24(25)】※
- ・被災した児童生徒等への就学等支援【71(84)】※
- ・被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進【7(5)】※ 等

3. 安全・安心な生活環境の実現等

【4,991億円の内数(5,802億円の内数)】

①汚染廃棄物等の適正な処理 【4,808億円(5,585億円)】

・中間貯蔵施設の整備等【2,345(2,799)】 等

②地域の生活環境の改善等 【183億円(217億円)】

・福島県浜通り地域等の教育再生【11(40)】
・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4(4)】
✓鳥獣被害対策:「福島生環・加速事業」の内数との合計20億円程度 等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等

【793億円の内数(1,058億円の内数)】

①地域経済の再生等 【559億円(821億円)】

・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【108(80)】
・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【114(16)】 等

②福島イノベーション・コースト構想関連事業等 【132億円(136億円)】

・福島イノベーション・コースト構想関連事業【130(135)】
・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【2(2)】

③風評払拭・農林水産業・観光関連 【102億円(101億円)】

・観光復興関連事業【50(50)】※
・福島県農林水産業再生総合事業【47(47)】
・ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業【2(新規)】
・放射線リスクに関する情報発信【5(3)】(再掲)
※「被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進」の内数 等

(備考1) 復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、7,036億円(30年度予算:7,477億円)。

(備考2) ※の予算額は被災県等の合計であり、その一部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

(備考3) 本ペーパーは、平成31年度復興庁概算要求のポイント・概要・参考資料を編集・加工したもの。

平成31年度復興庁概算要求のポイント

参考

平成31年度概算要求額(復興庁所管)：1兆5,420億円 [前年度予算額：1兆6,357億円]

復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き精力的に対応。
特に、心のケアや生業の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力。

被災者支援

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの形成・再生、見守りや心身のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を引き続き実施。

- 被災者支援総合交付金(190億円)
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業(24億円)
- 被災した児童生徒等への就学等支援(71億円)
- 仮設住宅等(97億円)
- 被災者生活再建支援金補助金(107億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生

観光復興や人材確保、水産加工業の販路回復等のソフト支援に引き続き注力。福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

- 観光復興(50億円) ・ 人材確保対策(10億円) ・ 水産加工業等販路回復(12億円)
- 福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)(47億円)
- 拡** 福島イノベーション・コースト構想関連事業(130億円)
- 拡** 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(114億円)
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(108億円) 等

住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備について、2020年度の完工を目指し推進。

- 復興道路・復興支援道路の整備(1,736億円)
- 東日本大震災復興交付金(555億円)
- 災害復旧事業(2,310億円)
- 社会資本整備総合交付金(1,205億円)
- 農山漁村整備(269億円)
- 森林整備事業(65億円) 等

原子力災害からの復興・再生

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備等を実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化。また、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。

- 特定復興再生拠点整備事業(1,013億円) ・ 福島再生加速化交付金(884億円)
- 福島生活環境整備・帰還再生加速事業(141億円)
- 新** ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業(2億円)
- 福島県浜通り地域等の教育再生(11億円)
- 拡** 放射線リスクに関する情報発信(5億円)
- 中間貯蔵施設整備、放射性物質汚染廃棄物処理、除去土壌等の適正管理等(4,698億円) 等

※上記のほか、「新しい東北」の創造(8億円)、調整費(2億円)、復興庁一般行政経費等(58億円)を計上

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

- ・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化
※5省(文科省・厚労省・農水省・国交省・環境省)40事業を一括化

効果促進事業等(関連事業)

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応
(補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限)

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て*
※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体(関連する県事業を含む)をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：東日本大震災復興特別区域法(抄)
第77条 特定地方公共団体である市町村(以下この章において「特定市町村」という。)は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県(次節において「特定都道府県」という。)は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画(以下この章において「復興交付金事業計画」という。)を作成することができる。

福島県内の主な市町村における復興交付金の活用事例

いわき市(配分額:事業費1,711億円)

- 災害公営住宅の整備(442億円)
- 土地区画整理事業(283億円) 等

相馬市(配分額:事業費850億円)

- 防災集団移転促進事業(159億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(109億円) 等

南相馬市(配分額:事業費604億円)

- 防災集団移転促進事業(210億円)
- 災害公営住宅の整備(95億円) 等

新地町(配分額:事業費535億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(128億円)
- 津波防災緑地の整備(85億円) 等

須賀川市(配分額:事業費152億円)

- 市街地再開発事業(76億円) 等

広野町(配分額:事業費113億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(51億円) 等

浪江町(配分額:事業費98億円)

楡葉町(配分額:事業費86億円)

富岡町(配分額:事業費33億円)

飯舘村(配分額:事業費10億円)

川内村(配分額:事業費5億円)

川俣町(配分額:事業費0.9億円)

※金額は、事業間流用後の事業費
※地域の実情に応じ、復興交付金を活用。

○長期避難者の生活拠点整備や帰還のための生活環境整備等を一括して支援。

【平成30年度予算額：828億円】

帰還環境整備

生活拠点整備

(大熊町・双葉町)



- ・復興再生拠点を整備。

生活環境向上対策

(川俣町・飯舘村ほか)

- ・井戸掘削により安心な生活用水を確保。



健康管理・健康不安対策

(南相馬市・川俣町・楡葉町ほか)

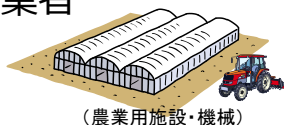


- ・相談員の配置や個人線量計の配布など

農林水産業再開のための環境整備

(川内村・葛尾村ほか)

- ・農業用施設等を整備し、農業者等に貸与。



(農業用施設・機械)

商工業再開のための環境整備

(田村市・富岡町・浪江町ほか)

- ・産業団地等を整備。



長期避難者生活拠点形成

避難者の居住の安定確保

(いわき市・南相馬市ほか)

- ・復興公営住宅を整備。



福島定住等緊急支援

子どもの運動機会の確保

(楡葉町・広野町ほか)

- ・遊具の更新等、子どもが安心して運動できる環境を整備。



その他

道路等の側溝堆積物の撤去・処理

- ・道路等の側溝堆積物の撤去・処理による通常の維持管理活動の再開を支援。

アーカイブ拠点の整備

- ・原子力災害の経験と教訓を後世に伝える情報発信拠点の整備等を支援。

イノベ周辺環境整備 等

事業概要・目的

区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
【平成30年度予算額：150億円】

- 避難指示に起因し機能低下した公共施設・公益的施設の機能回復。
- 避難解除区域への住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。

<生活環境の整備(機能回復):例>

○ 農業用水路清掃事業

農業用水路の土砂を出水期前に撤去し、機能を回復するとともに、溢水による被害を防止。
(飯館村)



○ 保育園修繕事業

市立保育園の再開に向けた修繕、清掃を実施。
※当保育園は平成28年4月再開 (南相馬市)



<生活基盤施設・サービスの代替・補完:例>

○ 診療所非常勤医師派遣事業

市立診療所へ民間病院から非常勤医師を派遣し、医療体制を確保。
(田村市)



○ 一時帰宅支援バス運行事業

避難先に住む交通弱者が村内に一時帰宅等をするために必要な移動手段として、一時帰宅支援バスを運行。
(葛尾村)



<避難区域の荒廃抑制・一時帰宅支援:例>

○ 警戒パトロール事業

警戒パトロール隊を編成し、防犯・防災のため、町内全域を24時間体制で警戒。
(広野町)



○ 住民一時滞在施設への給水事業

一時帰宅時の休憩施設(コミュニティセンター)において、上水道復旧までの間の措置として、一時帰宅する住民に対してペットボトルの水を提供。
※平成28年9月から開始 (双葉町)



<地域コミュニティ機能の維持・確保:例>

○ 「ふたばワールド」

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、各地に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、復興に向けた意識を醸成。



○ 自治体チャンネル事業

市外避難者と自治体とのつながり維持のため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。
(南相馬市)



被災者支援総合交付金

○被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援を実施。平成28年度に創設。

(平成30年度予算額: 190億円 ※福島県以外も対象)

「被災者支援総合事業」の各事業(所管:復興庁)

住宅・生活再建支援

恒久住宅への移行期に再建の見通しが立たない方への「生活再建の相談」

(例)

- ・「ふくしま生活・就職応援センター」を運営(福島県)
- ・住宅相談支援を担う生活再建相談員を配置(飯舘村)

コミュニティ形成支援

仮設住宅の集約や恒久住宅への移行に伴う「コミュニティづくり」の支援



話し合いの様子

(例)

地域住民のワークショップを開催。復興拠点に建設する交流館(ならはCANvas)の活用について、建物設計の段階から住民の意見を反映(楡葉町)



被災者支援コーディネーター

被災者の課題やニーズの把握、整理、支援者とのマッチング

(例)

福島県内各地域を訪問するコーディネーターを配置(ふくしま連携復興センター)

心の復興

被災者が主体的に行う「孤立防止や生きがいづくり」の支援

(例)

共用畑での野菜栽培や、採れた野菜を活用した郷土料理を通じ、避難者と受け入れ自治体住民の交流を促進



「みんなの畑野菜で共に饗する生きがい交流プロジェクト」
(NPO法人ザ・ピープル)

被災者生活支援

仮設住宅等での「日常生活」の支援

(例)

- ・デマンド交通による高齢者などの医療施設や公共機関への送迎(川内村)
- ・移動販売車による買い物支援(相馬市)

県外避難者支援

県外避難者の帰還や生活再建への支援

(例)

全国各地で相談窓口を設置、避難先での相談・交流会を開催、避難者向けに情報誌を戸別送付(福島県)

企業立地補助金等支援事業

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

実績（福島県）：176社、約855億円

採択例：富士フィルムファインケミカルズ（広野町）
IHI（相馬市）
ひろのてらす（広野町）
おおまちマルシェ（南相馬市）

ふくしま企業立地補助金

実績（福島県）：505社、約2,035億円
⇒ 6,316人の雇用創出見込み
（平成29年9月時点）

採択例：デンソー東日本（田村市）
住鋳エナジーマテリアル（楡葉町）
コドモエナジー（川内村）
クレハ（いわき市）

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

平成30年度予算額 80億円

事業目的：

○被災者の「働く場」を確保し、自立・帰還を加速させるため、福島県の12市町村の避難指示区域等を対象に、工場・物流施設・店舗・社宅等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。

○加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

実績（福島県）：66件（二次採択まで）

採択例：レイス（広野町）
金泉ニット（葛尾村）
タニコー（南相馬市）
菊池製作所（飯舘村）

事業復興型雇用確保事業

産業政策と一体となった雇用面での支援

○雇入費助成

- ・被災三県求職者の雇入れ1人当たり225万円（3年間の合計）を助成。
- ・1事業所につき2,000万円（3年間の合計）を上限とする。

○住宅支援費助成

- ・求職者（一般求職者を含む）の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の3/4を助成。
- ・1事業所につき240万円（年額）を上限とする。

目次

1. 福島復興の現状

福島県の人口	・ ・ ・ ・	2
福島県における人的被害と避難状況	・ ・ ・ ・	3
年間積算線量の推移	・ ・ ・ ・	4
避難指示解除の状況等	・ ・ ・ ・	5
住民意向調査（帰還意向の把握）	・ ・ ・ ・	6

2. 復興支援政策（法律・税制・予算等）

復興加速のための基本指針と福島特措法の改正	・ ・ ・ ・	8
特定復興再生拠点の整備	・ ・ ・ ・	9
官民合同チームによる被災事業者支援	・ ・ ・ ・	11
福島イノベーション・コースト構想	・ ・ ・ ・	12
復興特区制度	・ ・ ・ ・	13
平成31年度税制改正要望のポイント	・ ・ ・ ・	14
平成31年度概算要求のポイント	・ ・ ・ ・	15
東日本大震災復興交付金	・ ・ ・ ・	17
福島再生加速化交付金	・ ・ ・ ・	18
福島生活環境整備・帰還再生加速事業	・ ・ ・ ・	19
被災者支援総合交付金	・ ・ ・ ・	20
企業立地補助金等支援事業	・ ・ ・ ・	21

3. 個別政策分野

住宅の確保	・ ・ ・ ・	23
広域インフラの復旧・整備	・ ・ ・ ・	24
医療の復興	・ ・ ・ ・	25
介護の復興	・ ・ ・ ・	26
教育の復興	・ ・ ・ ・	27
被災地における雇用支援	・ ・ ・ ・	28
産業の復興	・ ・ ・ ・	29
福島12市町村の将来像	・ ・ ・ ・	30
農林水産業の再開等	・ ・ ・ ・	31
米の作付方針	・ ・ ・ ・	32
農産物価格の推移	・ ・ ・ ・	33
観光客の推移	・ ・ ・ ・	34
東北の観光復興に向けた取組	・ ・ ・ ・	35
風評払拭・リスコミの強化	・ ・ ・ ・	36

住宅の確保

(1) 仮設住宅

- 富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯館村の帰還困難区域からの避難者への供与期間を平成32年3月末まで延長。
- 平成31年3月末で終了する南相馬市、川俣町、葛尾村及び飯館村の避難指示解除区域からの避難者への供与期間を公共事業の工期等の関係により供与期間内に住居確保できない特別の事情がある場合、対象者を特定した上で例外的に平成32年3月末まで延長。
- 入居人数はピーク時の約1割未満（平成30年8月末）。



CLT工法を採用して整備された復興公営住宅(いわき市)



災害公営住宅近くに整備された「骨太公園」(相馬市)



子育て定住支援賃貸住宅(福島市)

(2) 防災集団移転

- 新地町、相馬市、いわき市、南相馬市、檜葉町：移転先の造成工事完了。
- 富岡町：H30年度、浪江町：H31年度（造成完了予定）。

(3) 災害公営住宅（地震・津波等被災者向け）

- 整備予定戸数2,807戸すべて完成。

(4) 復興公営住宅（原災避難者向け）

- 整備予定戸数4,890戸のうち、4,707戸（約96%）が完成（平成29年度末）。残る183戸のうち、60戸は30年度内に完成予定、123戸は建設保留中。
- 併設して「生活サポート施設（高齢者サポート拠点、診療所スペース）」の整備や入居者間や周辺住民との交流会等を実施。

(5) 帰還者向け等住宅

- 避難指示を受けた町村で整備中（平成29年度末で283戸完成）。
- 帰還者・新規転入者向けの住宅も整備中（平成29年度末で92戸完成）。
- 福島市に自主避難者の子育て世帯向け住宅20戸を整備。

一次医療（日常診療）

- 市町村単位で民間・公的診療所が再開・新設。
- 薬局に関しては、平成29年度に南相馬市小高区の2カ所で再開・新設。

市町村名	一次医療などを担う医療機関数	調剤薬局 (0の町村は院内処方)
浪江町	公的1	0
葛尾村	公的1	0
双葉町	0	0
大熊町	0	0
富岡町	公的1、民間1	0
川内村	公的1	0
楢葉町	公的1、民間1	0
広野町	民間2 (診療所1、病院1)	1
田村市 都路	公的1	0
川俣町 山木屋	公的1	0
飯舘村	公的1	0
南相馬市 小高	公的1、民間3	2

二次医療（入院、救急）

- 平成30年4月、24時間365日救急医療を提供するふたば医療センター附属病院が富岡町に開院。
- 地域行政、近隣医療機関、介護福祉施設などと連携し、地域包括ケアを推進。



医療の復興に向けた取組

- 復興庁、厚生労働省の医療の復興の主な取組
 - ・ 地域医療再生基金（厚労省・復興特会での積増し）
 - 地域医療再生のため、震災以降、福島県に494億円を交付。診療所の移転・新設や医療従事者確保等に活用。
 - 平成29年度予算で236億円を積増し。
 - ・ 生活環境整備・帰還再生加速事業（復興庁）
 - 被災12市町村における診療所への医師の定期的な派遣を支援。

介護関連のサービス

- 市町村単位で通所・訪問サービスが再開。
(福島再生加速化交付金等により、施設整備、高齢者等の生活のサポート拠点運営)

市町村名	通所	訪問	入所
浪江町	再開	再開	特養:いわき市で再開 老健:休止中
葛尾村	再開	休止中	—
双葉町	休止中	休止中	特養:いわき市で再開
大熊町	休止中	休止中	特養:休止中 老健:休止中
富岡町	再開	休止中	特養:休止中 養護:郡山市で再開
川内村	再開	再開	特養:震災後開所
檜葉町	再開	再開	特養:再開 老健:いわき市で再開
広野町	再開	再開	特養:再開
田村市都路	再開	—	特養:再開
川俣町山木屋	—	—	—
飯舘村	休止中	休止中	特養:継続
南相馬市小高	再開	休止中	特養:再開

介護の復興に向けた取組

- 復興庁、厚生労働省の介護の復興の主な取組
 - ・ 相双地域等における介護サービス提供体制の確保等
 <H29: 1億円、H30: 5億円>
 - ① 被災地における福祉・介護人材確保事業
(厚労省・復興特会)
 - 相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金(一定期間従事した場合に返済免除)を拡充。貸付対象者も拡大。
 - 平成30年度より、全国の介護施設等からの応援職員の確保を支援。
 - ② 介護サービス提供体制再生事業(厚労省・復興特会)
 - 人材確保策が効果を発揮するまでの間、避難指示解除区域等の介護施設等(入所施設・訪問系居宅サービス事業者)への運営支援を、平成32年度まで時限的に実施。
- 地域包括ケアの実現のため、施設の広域的利用や機能分化を推進。

小中学校の再開の動向

- ①避難先において学校教育を行っている町
→大熊町、双葉町
- ②平成30年度に地元で学校を再開した町村
→富岡町、浪江町、川俣町(山木屋地区)、葛尾村、飯館村
- ③平成29年度までに地元で学校を再開している市町村
→南相馬市(小高区)、楡葉町、田村市(都路地区)、広野町、川内村

高等学校の設置等の動向

○ ふたば未来学園高等学校

平成27年4月、広野町に開校。
未来創造型教育を推進。スーパーグローバルハイスクール(SGH)に指定。平成31年度より併設の中学校を開校予定。



○ 小高産業技術高校

小高商業高校・小高工業高校を統合、産業革新科を新設し、平成29年4月、南相馬市小高区に開校。イノベーション・コースト構想や地域の復興に寄与する人材育成を推進。スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)に指定。

教育の復興に向けた取組

- 復興庁、文部科学省の教育の復興の主な取組
 - ・ 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配(文部科学省・復興特会)
 - ー 東日本大震災により被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のための教職員定数措置<H30予算額 19億円>(福島県の措置実績 H29 491人)
 - ・ 緊急スクールカウンセラー等活用事業(文部科学省・復興特会)
 - ー 心のケア等に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。<H30年予算額 25億円>
 - ・ 福島県双葉郡中高一貫校設置事業、福島県教育復興推進事業(文部科学省・復興特会)
 - ー 「ふたば未来学園」の整備<H30予算額 35.6億円>や、外部講師の招聘、「ふるさと創造学」等、魅力ある学校づくりを支援。<H30予算額 74百万円>
 - ・ 福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成等(文部科学省・復興特会等)
 - ー 構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援。<H30予算額 2.4億円>
 - ー 全国の大学等が有する「知」(復興知)を、浜通り地域等に誘導・集積するため、組織的に教育研究活動を行う大学等を支援。<H30予算額 1.5億円>

被災地における雇用支援

- 原子力災害の影響による被災求職者に対し、県・市町村が、企業、NPO等への委託により、一時的な就業機会を創出(原子力災害対応雇用支援事業)。
- また、被災地の安定的な雇用を創出するため、雇用のミスマッチ(求人と求職がかみ合わない状況)が見られる分野等の事業について、グループ補助金等の産業政策と一体となった雇用支援等を一定期間実施(事業復興型雇用確保事業)。

原子力災害対応雇用支援事業

【事業実施期間】

平成30年度末まで
(ただし、平成30年度末までに開始した基金事業
については平成31年度末まで)

【実施地域】 福島県全域

【対象事業】

福島県の自治体等が実施する原子力
災害に由来する事業等(他の事業で
措置できない事業であって、福島県被
災求職者を雇用して行うもの)

事業復興型雇用確保事業

【事業実施期間】

平成30年度までに事業を開始した場合に3年間
支援(平成30年度～平成33年度)

【実施地域】

福島県は全域(岩手・宮城は沿岸部)

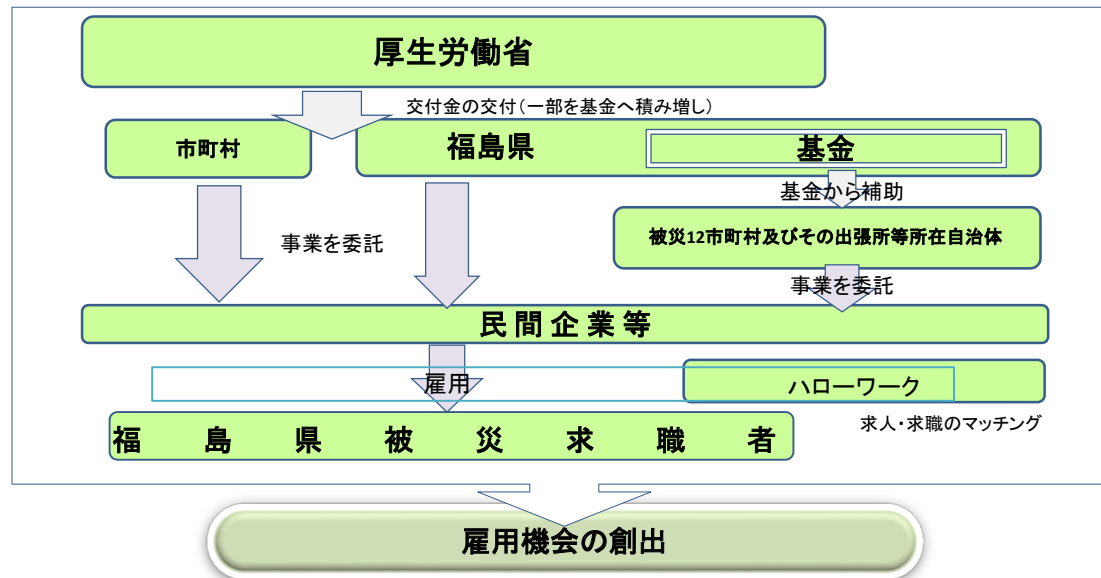
【対象事業】

雇用のミスマッチが見られる分野等の事業で、
グループ補助金等の国や自治体の産業政策の
支援の対象となっている事業(雇入費助成につ
いては被災求職者を雇入れた場合に助成)

【助成内容】

- 雇入費助成
 - ・被災15市町村の企業
1人当たりの助成額225万円(3年間)
 - ・それ以外の市町村の企業(中小企業に限る)
1人当たりの助成額120万円(3年間)
 - ・1事業所につき、2,000万円を上限(3年間)
- 住宅支援費助成
 - ・住宅支援に対する助成(導入・拡充に要した経
費の3/4 1事業所につき、年額240万円を上
限)

《原子力災害対応雇用支援事業のスキーム》



産業の復興

被災事業者等の自立支援

- 平成30年2月現在、被災12市町村では、商工会会員事業所の半数を超える1,750事業所（64.7%）が再開。うち地元で再開した事業所は774事業所（28.6%）

※商工会連合会調べ



【中小企業等グループ補助金】

- 被災中小企業者等の施設・設備の復旧・整備を支援
- 406グループ、3,861社、1,177億円の実績。（H23～H29年度累計）

【福島相双復興官民合同チームによる訪問支援】

- 平成27年8月、国・県・民間からなる合同チームを創設
- 12市町村対象に被災事業者を個別訪問・支援
- 地元で事業再開したい意向を持つ事業者は45%
（地元再開済を含む）

（再掲）

【地域復興マッチング『結の場』^{ゆい}】

- 被災地域企業と支援する大手企業等とのマッチング
- 大手企業等は自社ノウハウ等、社内販売等販売機会、人材育成プログラム等を提供
- ⇒ 連携事業の創出

○これまでに県内でワークショップを6回開催

新産業の集積

【企業誘致】

（再掲）

- ふくしま企業立地補助金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等による誘致
- 工場の新增設：平成24年～29年で476件
7年連続で平成22年の水準（42件）を上回る。

【福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進】

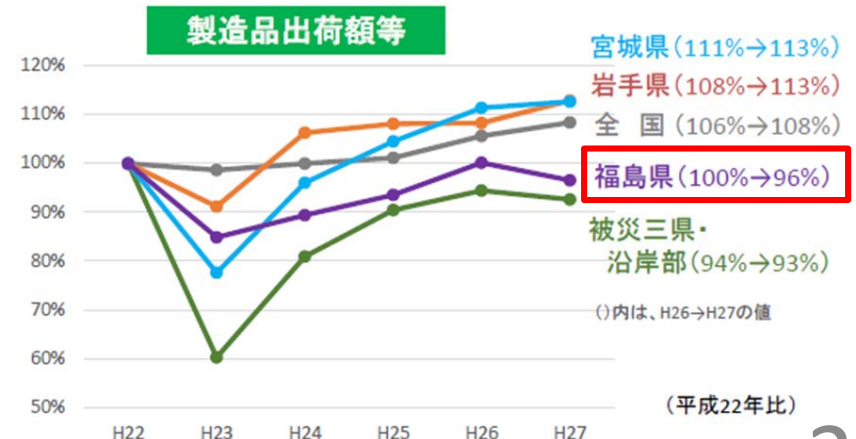
（再掲）

【福島新エネ社会構想の推進】

【研究開発・産業創出拠点の整備】 など



製造品出荷額等：概ね震災前の水準を回復
「沿岸部」にて回復に遅れ



出典：経済産業省「工業統計」

福島12市町村の将来像

- 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島12市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成27年7月、30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言として取りまとめ。
- 提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、フォローアップ会議を開催し、平成28年5月に「福島12市町村将来像実現ロードマップ2020」を策定。（進捗を踏まえ平成29年6月、平成30年5月に改訂）

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

(1) 産業・生業(なりわい)の再生・創出	(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護	(3) 未来を担う、地域を担うひとり	(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携	(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興
<ul style="list-style-type: none"> ・新産業の創出と専業・生業の再建 ・基幹産業である農林水産業の再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の充実による安全・安心の確保 ・高齢者の介護の充実等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の復興人材を育む先進的な教育の推進 ・新たな産業構造下における中核的な人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域インフラ整備 ・まちづくり ・広域連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興 ・風評・風化対策 ・文化芸術の振興 ・スポーツ振興

主要個別項目への取組（22項目）

1. 福島イノベーション・コースト構想の推進	5. 二次医療体制の確保を含めた取組	8. 小中学校再開のための環境整備等	13. 幹線道路の整備	18. 観光振興・交流人口の拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・認定された重点推進計画に基づき、産業集積促進、教育・人材育成、生活環境整備、交流人口拡大等の取組を推進 ・2018年度からロボットテストフィールドを順次開所 	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難地域等医療復興計画」の策定、福島県ふたば医療センター附属病院の開院等、医療提供体制の再構築を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年4月から5町村において地元で学校を再開する等、教育環境づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年代前半までの完成を目指し、ふくしま復興再生道路を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホープツーリズム等の取組を推進
2. 官民合同チームの取組等	6. ICT活用による地域医療ネットワークの構築	9. ICT教育コーディネーター	14. JR常磐線の早期の全線開通	19. 風評・風化対策の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・官民合同チームの体制を強化 ・被災事業者の専業・生業の再建や農業の再生、12市町村の取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した地域医療ネットワークの構築や、ネットワークの拡大を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度から併設型 中高一貫教育を実施予定、SGHの取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度末までの全線開通を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づいて情報発信等 ・「風評・風化対策強化戦略第3版」に基づき農産品の販路拡大等を継続・強化
3. 被災企業等への支援	7. 地域包括ケアの実現に向けた検討	10. ふたば未来学園での先進教育	15. 復興拠点等の整備	20. 文化芸術の振興
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地企業の販路開拓等を支援するとともに、企業立地支援により雇用創出及び産業集積等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災町村の地域包括ケアシステム構築を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度から併設型 中高一貫教育を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興拠点等を復興の足がかりとしたまちづくりを推進 ・特定復興再生拠点の整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域のたから」民俗芸能総合支援事業を実施
4. 福島フードファンクラブ（FFF）等の取組		11. 小高産業技術高校での先端技術教育の実施	16. 地域公共交通の構築に向けた検討	21. 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の検討
		<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション・コースト構想に貢献する人材を育成、SPHの取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難地域公共交通網形成計画」をもとに地域公共交通ネットワークを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・「Jヴィレッジ」を中核としてスポーツ振興を図るとともに、地域活性化等を推進
		12. 産業人材の育成	17. その他広域連携の取組	22. 「Jヴィレッジ」を中核とした取組
		<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携による人材の育成・確保、福島復興産業人材育成塾等の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難12市町村広域連携検討会等を開催し、地域の共通課題（鳥獣被害対策等）に対応 	

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、福島の復興を世界にアピール

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※福島12市町村将来像提言は、除染、特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備、原発事故の収束等の状況も踏まえ、長期的に、かつ、広域の視点で検討が行われたもの。

農林水産業の再開等

- 福島県内の営農休止面積17,659ha(H23.12時点)のうち、H28年度末までに23%に相当する4,147haで営農再開。

稲作:全量全袋検査で基準値超ゼロ

- 米の全量全袋検査では、H27年産米以降、基準値(100Bq/kg)超過なし(H30.9時点)。
- 被災12市町村における平成30年産水稻作付面積(見込み)は3,263haで震災前の約33%に回復。
- H29年度の福島県産米の輸出は122.5t(マレーシア、英国等)で前年度の約5.5倍に拡大。

野菜・果実・花き:野菜の出荷制限解除、モモの輸出拡大、花きの再開

- 野菜4品目の出荷制限は、「双葉町全域及び帰還困難区域」を除く地域で解除済み。
- 東南アジア3か国(タイ、マレーシア、インドネシア)へのモモの輸出シェアがH28から2年連続で日本一に。
- 川俣町・飯舘村等でトルコギキョウ、アルストロメリア等が再開。H30年7月 葛尾村でコショウランが首都圏へ初出荷。

畜産:家畜飼養実証の開始、原乳の出荷制限解除

- 家畜飼養実証が、飯舘村(H28年~30年肉用牛)、川俣町(H28年肉用牛、H29年乳用牛)、楡葉町(H28年乳用牛)、葛尾村(H30年乳用牛)で実施。
- 避難指示の解除された地域で原乳の出荷制限が解除。
⇒楡葉町、川俣町の酪農家が出荷を再開

漁業:試験操業対象魚種の拡大

- 出荷制限魚種(7魚種、H30.9現在)を除く、すべての魚介類を対象に、県内漁協が試験操業を実施中。H29年水揚量は約3,300トンで震災前の13%。



原釜荷捌き施設(相馬市)

米の作付方針

30年産米の作付制限等の対象地域（26年産からの変化）

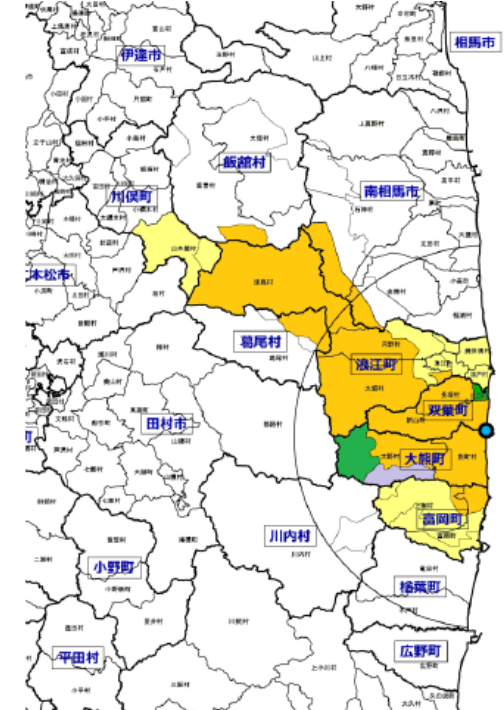
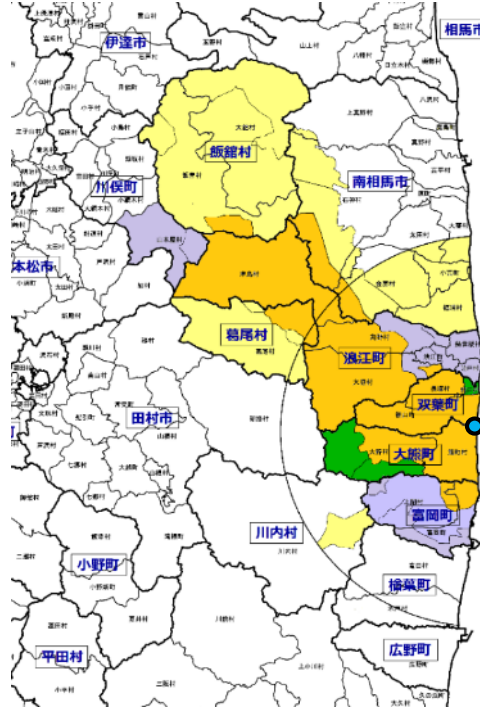
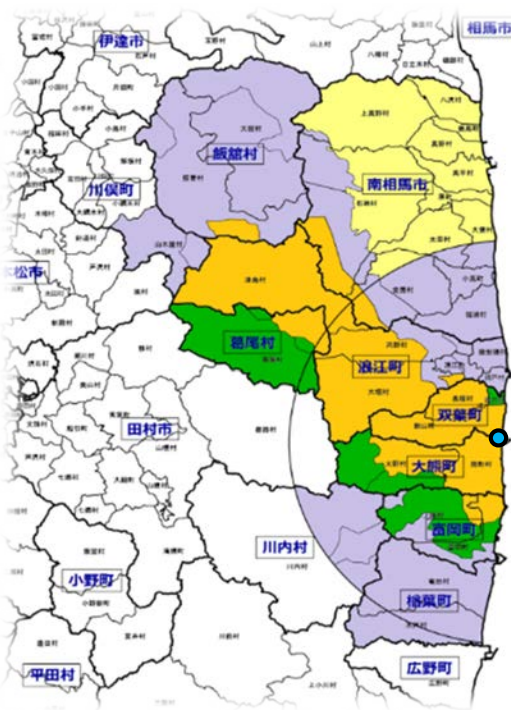
26年産米







29年産米



30年産米



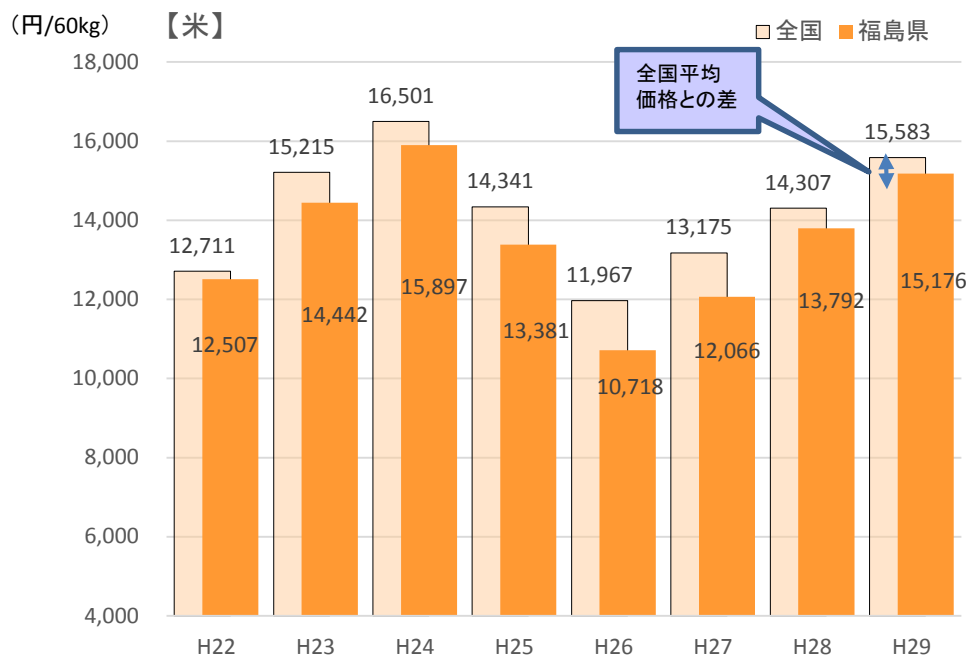
 作付制限 作付・営農は不可。	 農地保全・試験栽培 除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。	 作付再開準備 管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。	 全量生産出荷管理 管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。
● 福島第一原子力発電所			



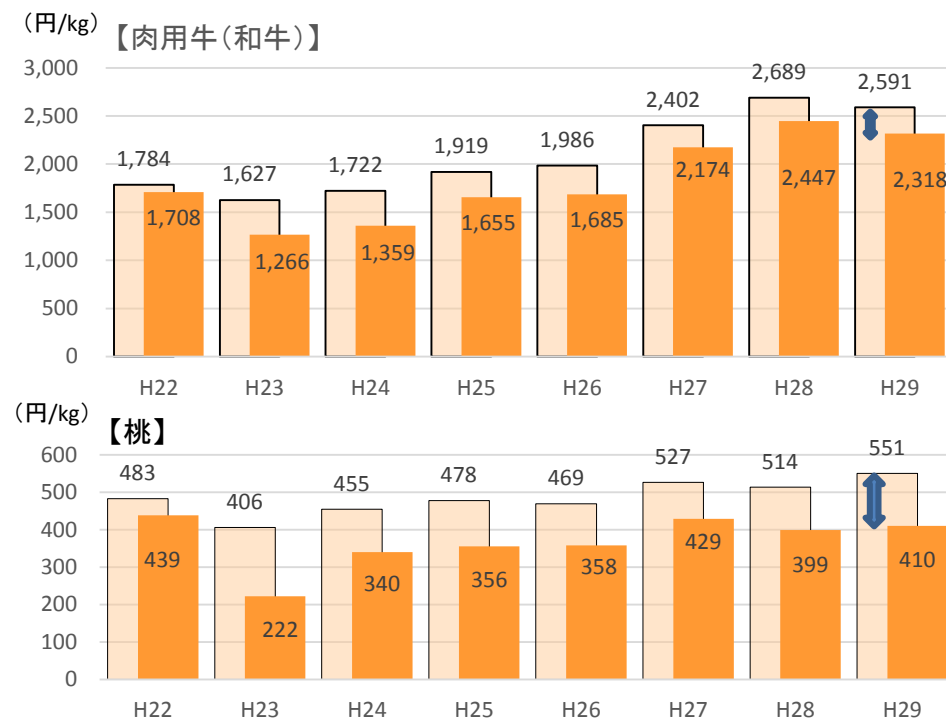
農産物価格の推移

- 県産農産物の価格は、震災・原発事故以降、全国平均価格との格差が開いており、その格差が回復していない状況が続いている。
- また、海外への輸出についても、輸入制限の緩和が続いているものの、一部の国・地域でいまだに制限が続いているなど、風評の影響が根強く残っている。
- 引き続き、国内外の生産・流通・消費の各分野に対し正確な情報を発信するとともに、価格や販路回復に向けた取組が必要。

主な農産物の価格の推移



(出典)農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推計
H29年の価格はH30年4月までの数値に基づく暫定値



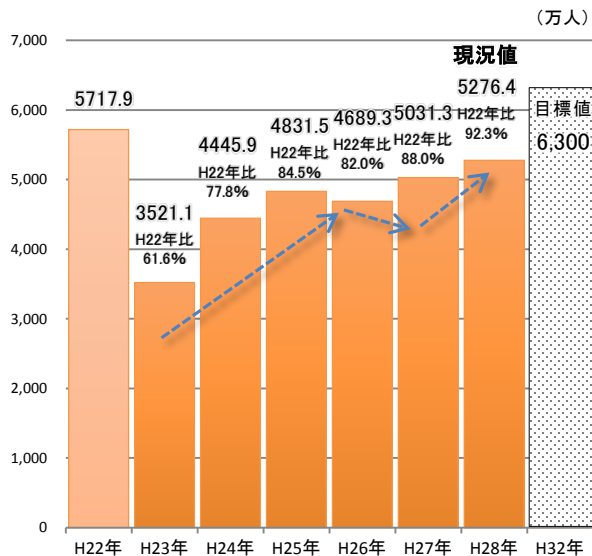
(出典)東京都中央卸売市場HP 市場統計情報

注：「ふくしま復興のあゆみ<第23版>」（平成30年8月6日福島県）を基に作成。

観光客の推移

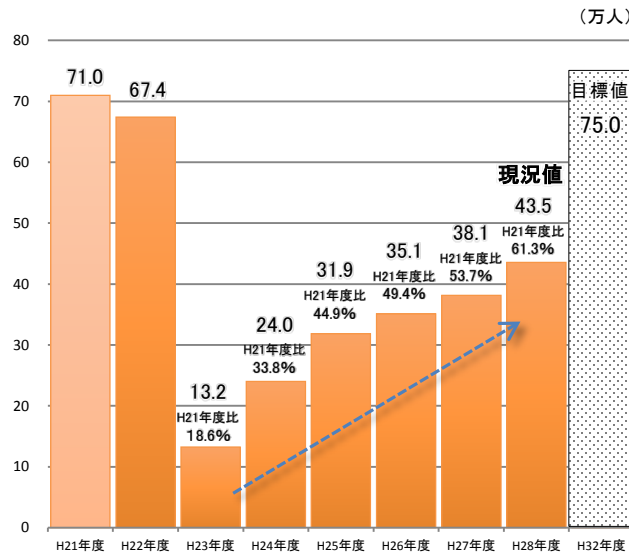
- 観光客入込数は、震災直後に大幅に落ち込み、その後、回復傾向にあるものの、震災前の水準には至っていない。特に教育旅行や外国人観光客は依然として厳しい状況にある。
- 継続的な観光キャンペーンとともに、**教育旅行の回復や外国人観光客の誘客拡大**に向けた取組が必要。

観光客入込数



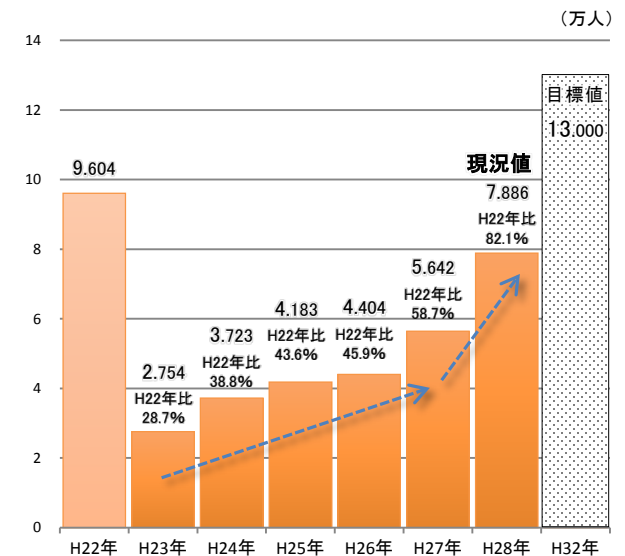
(出典) 福島県観光交流局
「福島県観光客入込状況 平成28年分」

教育旅行の県内宿泊者数



(出典) 福島県観光交流局
「平成28年度福島県教育旅行入込調査報告書」

外国人延べ宿泊者数



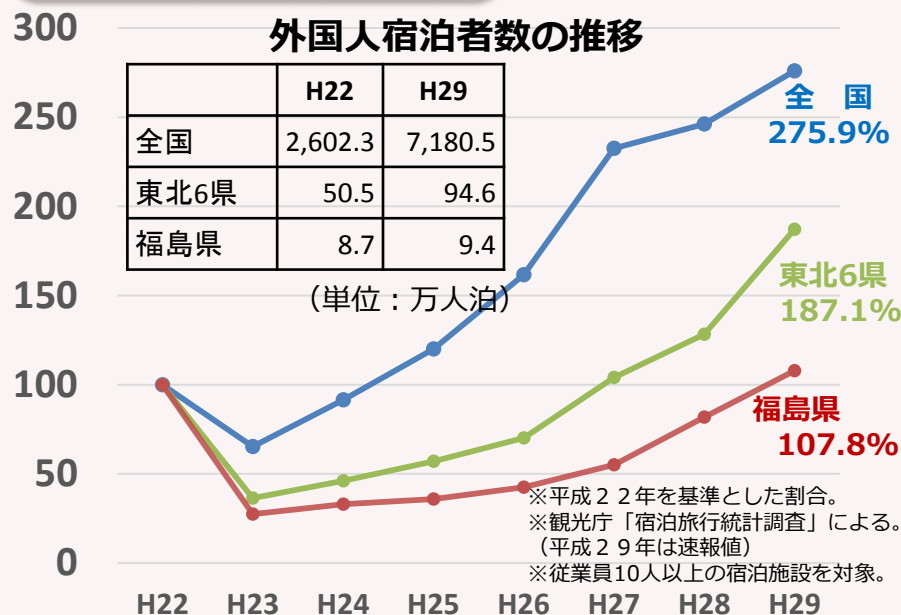
(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査」

注：平成27年12月 福島県発表資料「福島県復興計画（第3次）～未来につなげる、うつくしま～」をもとに作成。

東北の観光復興に向けた取組

- 東北の観光は、インバウンドの全国的な急増の流れから大幅に遅れている。
- 平成28年を「東北観光復興元年」として、観光復興関連予算を大幅に増額。
平成32年までに東北6県の外国人宿泊者数を150万人泊とすることを目標に設定。
- 「観光先進地・東北」を目指し、平成30年度も必要な予算を確保し、東北の観光復興を加速化。

東北のインバウンドの現状



観光復興の成果 (外国人宿泊者数)

- 平成29年(1月～12月)の対前年同期比
全国: +12.1% 東北6県: +45.8% 福島県: +31.9%

※観光庁「宿泊旅行統計調査」速報値による。
※従業員10人以上の宿泊施設を対象。

主な事業 (H30予算：50億円)

- 東北観光復興対策交付金(観光庁) (30予算：33億円)
 - －地域の発案に基づくインバウンドの誘客に向けた取組を支援。
 - －東北各県が東北観光推進機構等と連携して行う広域的な取組を促進。
- 東北観光復興プロモーション(観光庁) (30予算：10億円)
 - －全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。
- 「新しい東北」交流拡大モデル事業 (復興庁) (30予算：4億円)
 - －外国人旅行者の誘客につながる民間の新たなビジネスモデルの立ち上げを支援。
- 福島県観光関連復興支援事業(観光庁) (30予算：3億円)
 - －福島県が実施する教育旅行の誘致を含めた国内観光振興に関する取組を支援。

- 今なお残る科学的根拠に基づかない風評の払拭やいわれのない偏見・差別の解消に向け、「**風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略**」に基づき、**関係府省庁が連携して広く国民に対して情報発信**を実施。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(平成29年12月12日策定)

I「知ってもらう」、II「食べてもらう」、III「来てもらう」の3つの視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」等について、シンプルかつ重要な事項順に明示。

⇒ 今後、本戦略の具体化に向け、**関係府省庁において工夫を凝らした情報発信等を実施。**
また、**関係府省庁の取組を継続的にフォローアップする体制を整備し、点検を実施。**

	I「知ってもらう」	II「食べてもらう」	III「来てもらう」
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国要人及び外国プレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響（日常生活で被ばくをゼロにできない、放射線はうつらない等） ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
工夫の発信	受信者目線で印象に残るような表現の工夫や、単なる資料配布に止まらないためのメディアミックスの活用 等	「魅力」や「美味しさ」のみならず、安全性も理解してもらえる工夫、福島県を相対化した情報発信 等	「ホープツーリズム」に関する発信、モニターツアー・被災者の生の声の発信 等

戦略に基づく主な取組状況

- ・ 様々な媒体を活用した放射線リスクに関する情報発信（復興庁）
- ・ 全国の小中高生を対象とした放射線副読本の改訂・普及（文部科学省）
- ・ 福島県産農林水産物の販路拡大・販売促進等の取組への支援（農林水産省）
- ・ 教育旅行を含めた福島県の国内観光振興への支援（国土交通省）

